

# 地中熱施工管理技術者 資格制度管理委員会規程

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

# 地中熱施工管理技術者 資格制度管理委員会規程

2024年9月1日改定

## 第1章 総則

### 【目的】

第1条 本規程は、特定非営利活動法人地中熱利用促進協会（以下「本協会」という。）における地中熱施工管理技術者資格制度（地中熱施工管理技術者資格制度規程に基づく制度をいう。以下同じ。）の運営管理のための組織に関する事項を定める。

### 【設置】

第2条 地中熱施工管理技術者資格制度の公正かつ適正な運営管理を行うため、本協会に地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、本協会の他の業務から独立して、公正かつ中立の立場に立って業務を行わなければならない。

### 【業務】

第3条 委員会は、地中熱施工管理技術者資格制度に関する次の業務を行う。

- 一 理事会の承認を要する重要な規程の改正又は廃止の立案
- 二 前号以外の諸規則の制定及び改廃の決定
- 三 小委員会の設置および運営方法の決定
- 四 受験資格及び登録資格の決定
- 五 試験方法及び試験内容の決定
- 六 試験の可否及び登録の可否の決定
- 七 受験・登録資格及び登録の取消の決定
- 八 各種の料金の決定
- 九 その他の重要事項の審議及び決定

## 第2章 組織

### 【委員会の構成】

第4条 委員会は、本協会の理事長が委嘱する委員で構成する。

- 2 委員の総数は10名以内とし、その過半数は、本協会以外の学識経験者など外部から選任する。また、本協会からは理事から選任する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代行する。

### 【顧問及びオブザーバー】

第5条 委員会に、顧問及びオブザーバーを置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者であって、理事長が委嘱した者とする。
- 3 オブザーバーは、行政機関又は関係団体の職員又は役員であって、理事長が承認した者とする。
- 4 顧問及びオブザーバーは、委員会に出席し、意見を述べることができる。

### 第3章 会議

#### 【開催】

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議長は、委員長が務める。

#### 【決議】

第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 賛成と反対が同数の場合、議長が決する。
- 3 決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

#### 【電子メール等による委員会】

第8条 委員長は、緊急議案など必要があると認められる場合、委員会の招集を行わず、電子メールその他の方法で委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合の議決は、前条の決議方法を準用する。ただし、当年度出題の試験問題そのものについては、メールでのやり取りは行わない。

### 第4章 小委員会

#### 【小委員会の設置】

- 第9条 委員会には、資格試験小委員会を置くほか、必要に応じてその他の小委員会を置くことができる。
- 2 資格試験小委員会は、資格試験の問題・解答および採点に関する実務を行う。
  - 3 その他の小委員会は、委員会の決定により、特定の実務を行う。

#### 【小委員会の構成】

- 第10条 小委員会は、委員長が委嘱する委員で構成する。
- 2 小委員会の委員の定数及び任期は、委員長がその都度定める。
  - 3 小委員会には、主査を置く。
  - 4 主査は、委員長が選任する。
  - 5 主査は、小委員会の会務を総理する。
  - 6 第3章の規定は小委員会に準用する。ただし、「委員会」は「小委員会」に、「委員長」は「主査」にそれぞれ読み替える。

### 第5章 資格制度事務局

#### 【資格制度事務局の設置】

第11条 委員会は、この資格制度の実施運営に関する実務を行う資格制度事務局を置くことができる。

#### 【事務局の構成】

第12条 資格制度事務局は、委員長が委嘱する本協会の理事と協会事務局員で構成する。

### 第6章 秘密保持

#### 【秘密保持義務】

第13条 委員会の委員、顧問及びオブザーバー、資格制度事務局員ならびに小委員会の委員は、委員会

又は小委員会において知り得た個人情報その他の秘密を外部に漏らしてはならない。委員等を退任した後も、同様とする。

## 第7章 雑 則

### 【規程の制定・改廃】

第 14 条 本規程の制定及び改正又は廃止するときは、本協会の理事会の承認を受けなければならない。

附 則（平成 27 年 1 月 16 日）

- 1 本規程は、理事会で承認された平成 27 年 1 月 16 日より施行する。
- 2 本規程は、平成 26 年 9 月 1 日に遡及して適用する。

附 則（2024 年 9 月 1 日）

- 1 本規程は、2024 年 9 月 1 日より施行する。（2024 年 8 月 20 日理事会で承認）

以上